

社会福祉法人佐渡福社会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日

2. 内容

目標1：恒常的な時間外労働を無しにする。

時間外労働が必要な場合は許可を得た上で、その時間を正確に記録する。

【対策】

- ・令和2年度中 勤怠管理システムを導入し、勤務時間の実態を記録する。
- ・令和2年4月～ 時間外労働が多い職員に対して意識改善の指導を行う。
必要に応じて業務分担の見直しを行う。
法人運営会議にて改善状況の確認等を行う。

目標2：年次有給休暇が取得しやすい環境を整備する。

前年度の年次有給休暇の取得日数が10日未満の職員には、前年度より多く取得できるようにする。

【対策】

- ・令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
不規則勤務の場合でも年次有給休暇が取得しやすい勤務割振にできるよう配慮する。
急に年次有給休暇を取得したい職員がいる場合は、他の職員が「お互いさま」でカバーする。
- ・令和2年10月～ 年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対して、希望を確認した上で計画的に取得できるようにする。